

平成 27 年 2 月 26 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
(コード番号 8306)

指名委員会等設置会社への移行について

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（取締役社長 ^{ひらの のぶゆき} 平野 信行、以下 MUFG）は、本年 6 月に、株主総会の承認を前提に、監査役会設置会社から指名委員会等設置会社へ移行する方針を決定いたしました。

1. 指名委員会等設置会社への移行の目的

当社は別紙のとおり、社外取締役の任用、取締役会傘下の委員会設置、グローバル・アドバイザーリーボードの設置等によりコーポレート・ガバナンス態勢の強化を図ってまいりましたが、グローバルな金融グループとしての進化・変革を進めるなか、指名委員会等設置会社への移行により、コーポレート・ガバナンス態勢の更なる高度化を進めることといたしました。

① 取締役会の監督機能の強化

グループ経営の高度化の一環として、持株会社の執行と監督を分離し、取締役会の監督機能を強化します。

② 実効的・効率的なガバナンス態勢の構築

現状の監査役会と任意の委員会を、4 委員会（指名委員会、報酬委員会、監査委員会、リスク委員会）に再編*し、実効性が高く効率的なガバナンス態勢を構築します。

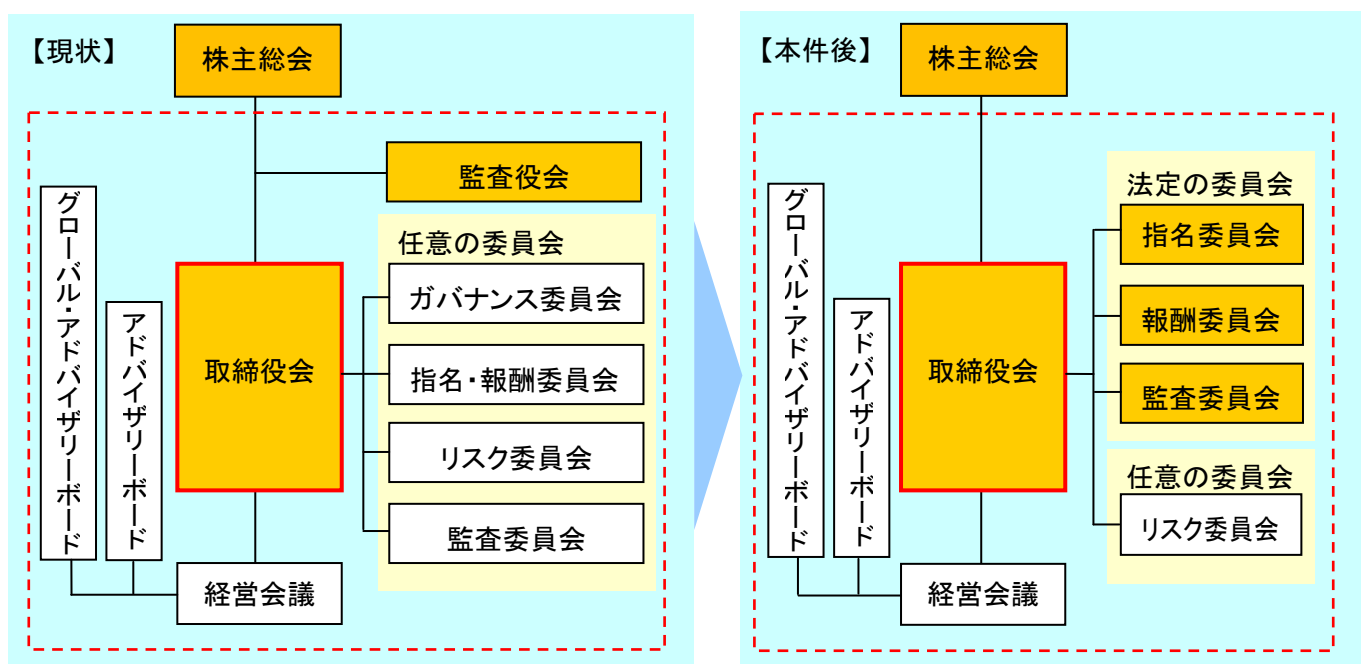
* 現状のガバナンス委員会の機能は、指名委員会が継承します。

③ G-SIFI（グローバルにシステム上重要な金融機関）としてのガバナンス態勢の構築

グローバル事業の強化・拡充を進めるなか、G-SIFI として、海外のステークホルダーがより理解しやすいコーポレート・ガバナンス態勢を構築します。

2. 当社のコーポレート・ガバナンス態勢の概要

本件後のコーポレート・ガバナンス態勢は、以下のとおりといたします。



3. 「MUFG コーポレートガバナンス方針」の制定

当社は、今後、当社のコーポレート・ガバナンスの考え方や枠組みを示す、「MUFG コーポレートガバナンス方針」を制定し、公表する予定です。

【「MUFG コーポレートガバナンス方針（案）」の概要】

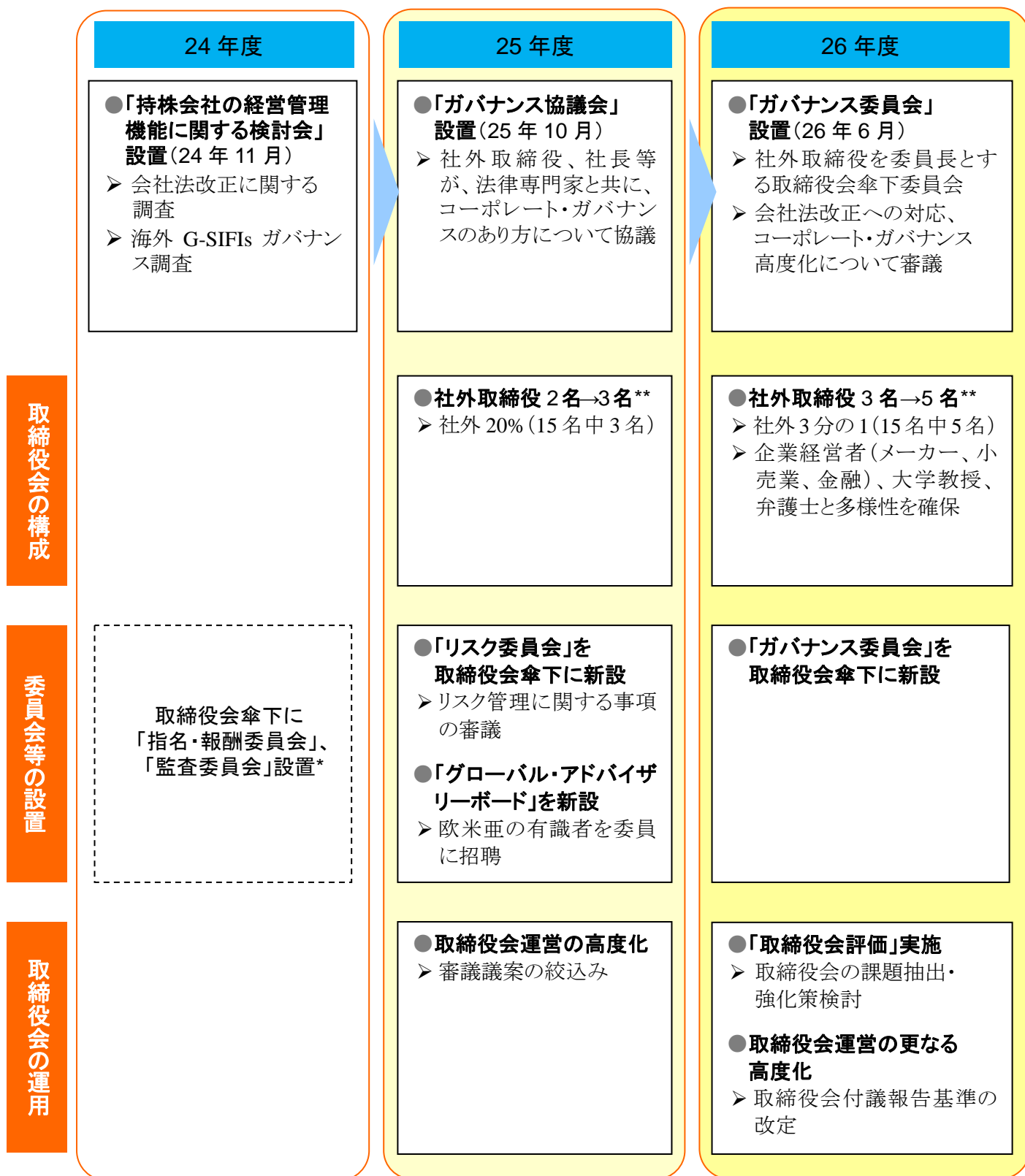
1. MUFG コーポレートガバナンス方針の目的
 - ・コーポレート・ガバナンスの考え方や枠組みを示し、取締役及び経営陣等の行動の指針とする。
2. コーポレート・ガバナンスについての考え方
 - ・株主をはじめ顧客、従業員、地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指す。
3. 取締役会の役割
 - ・取締役会は、経営監督機能を担う。法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定は、原則、執行役へ委任する。
4. 取締役の責務
 - ・取締役は、株主により選任された経営の受託者として、忠実義務・善管注意義務を負う。
5. 取締役会の構成
 - ・多様な知見・専門性を備えた、バランスの取れた構成とし、独立社外取締役の比率は3分の1以上、独立社外取締役を含めた執行役を兼務しない取締役の比率は過半数とする。
 - ・グループ経営の監督の実効性を確保するため、三菱東京 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行及び三菱 UFJ 証券ホールディングスの頭取及び社長は、原則として当社の取締役を兼ねる。
6. 取締役会の運営
 - ・取締役会議長は、代表執行役社長と分離し、取締役会が経営陣への監督機能を有効に果たすために適切な取締役を議長に選任する。
 - ・独立社外取締役は、互選により筆頭独立社外取締役を選任することができる。
7. 委員会
 - ・法定の指名委員会、報酬委員会、監査委員会に加え、リスク委員会を設置する。
 - ・指名委員会は、取締役の選解任等に加え、コーポレート・ガバナンスに関する事項を審議する。
 - ・監査委員会には、常勤の監査委員を置く。
8. 執行役の責務
 - ・執行役は、業務の執行及び取締役会から委任を受けた業務執行の決定を行う。
9. 株主等のステークホルダーとの関係
 - ・株主の権利が確保され、その権利が適切に行使されるよう適切に対応する。
10. 適切な情報開示
 - ・ステークホルダーから正しく理解され評価されるために、適切な情報開示を行い、透明性を確保する。

以 上

(照会先)

三菱 UFJ フィナンシャル・グループ 広報部 03-3240-7651

〔当社のコーポレート・ガバナンス強化の取組み〕



* 平成 17 年 10 月：指名委員会、報酬委員会、監査委員会を設置
平成 20 年 6 月：指名委員会と報酬委員会を指名・報酬委員会に統合

** 社外取締役には独立性の高い非業務執行取締役を含む